

令和元年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和元年7月25日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第77号 市道路線の認定について
議第78号 市道路線の変更について
議第79号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(8名)

1番 川崎健二君	2番 山田勉君
3番 本間善和君	4番 竹内喜代嗣君
5番 小林重平君	6番 大滝久志君
7番 小田信人君	8番 川村敏晴君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	稲葉久美子君
渡辺昌君	鈴木一之君	鈴木いせ子君
高田晃君		
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
農林水産課長	大滝敏文君
同課農業振興室長	小野道康君(課長補佐)
同課農業振興室副参事	中川博之君
同課農業振興室係長	本保敦志君
同課林業水産振興室長	稲垣秀和君(課長補佐)
農業委員会事務局長	小川良和君
地域経済振興課長	川崎光一君
同課経済振興室長	山田昌実君(課長補佐)

同課経済振興室副参事	成 田 大 介 君
観 光 課 長	大 滝 寿 君
同課観光交流室長	片 岡 昌 幸 君 (課長補佐)
同課観光交流室副参事	齋 藤 健 一 君
建 設 課 長	伊与部 善 久 君
同 課 整 備 室 長	須 貝 民 雄 君 (課長補佐)
同 課 管 理 室 長	風 間 貴 志 君 (課長補佐)
同 課 管 理 室 係 長	矢 部 和 貴 君
同課日沿道対策室長	高 橋 和 憲 君 (課長補佐)
都 市 計 画 課 長	山 田 知 行 君
同課建築住宅室長	浅 野 宏 君 (課長補佐)
同課都市政策室長	大 西 敏 君 (課長補佐)
下 水 道 課 長	志 村 悟 君
同課管理業務室長	小 林 精 司 君 (課長補佐)
同課管理業務室副参事	渡 辺 貴 志 君
同課管理業務室係長	鈴 木 将 利 君
水 道 局 長	山 田 広 良 君
同 局 参 事	今 井 雅 仁 君
同局管理業務室長	東 敏 之 君 (課長補佐)
同局工事係副参事	菅 原 和 英 君
同局管理業務室副参事	長谷部 淳 君
同局管理業務室副参事	齋 藤 貴 樹 君
村上支所村上水道事務所長	加 藤 権 治 郎 君 (課長補佐)
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修 君
神林支所産業建設課長	瀬 賀 豪 君
朝日支所産業建設課長	大 滝 清 考 君
山北支所産業建設課長	加 藤 泰 君
同 課 産 業 観 光 室 長	森 山 治 人 君 (課長補佐)

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
副 参 事	鈴 木 涉

(午前10時00分)

委員長 (川村敏晴君) 開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、陳情第9号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申し合わせにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長 (川村敏晴君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時01分)

委員長（川村敏晴君）委員会の再開を宣する。

（午前10時29分）

日程第1 議第77号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 おはようございます。建設課だが、よろしく願いいたす。では、議第77号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市猿沢地内の1路線について、現在事業中の日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばインターチェンジのロングランプと国道7号及び道の駅朝日を結ぶ新たな道路として計画しているものであり、本年度より用地買収等に着手するために市道認定をお願いするものである。なお、市道路線の認定における起終点位置、幅員、延長については、別記に記載のとおりとなるので、ごらんをいただきたいと思う。それでは、議件書の市道路線の認定説明図をごらんください。今回認定をお願いいたす路線は、今ほども申し上げたとおり国道7号と道の駅朝日、そして日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばインターチェンジのロングランプを結ぶ路線となっている。ごらんいただいている図面の上のほうの横に走っている道路が国道7号で、下の太い横に走っている道路が事業中の日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路だが、図面の中央縦方向の黒い太い矢印線が今回市道路線の認定をお願いする道路で、延長が306.2メートルとなっている。なお、図面の上、国道7号側黒丸位置が起点であり、矢印位置が終点となる。簡単であるが、説明については以上である。

（質疑）

小林 重平 総工費は幾らか。
建設 課長 今実施設計のみ終わっていて、事業費については今のところまだ算定していない。
小林 重平 およそは。
川村委員長 いかがか。
建設 課長 実施設計の中で概算事業費まではじいていなかったもので、後ほど概算事業費については、おおよその事業費をちょっとはじいてみたいと思う。
川村委員長 それからでよろしいか、小林委員。
小林 重平 はい。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第77号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第78号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 それでは、議第78号 市道路線の変更についてのご説明をさせていただきます。本案は、

村上市鶴泊地内の市道の1路線について終点位置の変更をお願いするものである。本路線は、昨年度一般国道345号芦谷改良事業が完了したことによって、本年度県から港への取りつけ道路用地として昨年度いただいたところに追加の譲渡を受けたことから、終点位置の変更をお願いするものである。なお、路線変更に伴う起終点位置、幅員、延長については、別記に記載のとおりとなるので、ごらんをいただきたいと思う。それでは、市道路線変更説明図をごらんください。図面の短い破線が変更前で、それに沿った薄い黒色の長い実線が変更後となる。薄い黒色の長い実線と短い破線との差の部分がこのたび県から譲渡を受けた箇所であり、これにより市道鶴泊3号線の延長が16メートルほど長くなるために、今回終点位置の変更をお願いするものである。説明については以上である。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第78号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第79号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 議第79号は、村上市農村公園条例の一部を改正する条例であるが、本案は大津3697番地にニュータウンクロッカス、通称クロッカス団地に隣接する県営ほ場整備事業荒川第3地区工事で創設した大津農村公園用地1,376平方メートルを本年3月整備したものである。大津クロッカス農村公園として本条例に追加するものである。以上である。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

高田 晃 今農村公園の条例改正、直接これと関係ないかもしれないけれども、ちょっと教えてほしいのだが、この新旧対照表約40ぐらいだろうか、農村公園あるが、多分農村総合整備事業で70年代後半から市でも整備をしていくと。これかなり年数たっているし、今状況、子どもの数も減っているし、人口も減っているので、うまくこの公園が利活用されているのかどうか、その辺わかる範囲でいいけれども、教えてくれ。

農林水産課長 私ども農村公園については、対象子どもだけでなくやはり地域の住民、農村生活の環境改善を推進するということと、地域の住民の憩いの場、健康増進を図るというふうな目的で設置されているものであって、最近になって例えば西興屋の農村公園だとか、新たに整備した公園もある。確かに議員おっしゃるように、公園自体は古いものもあるが、これは十分機能しているものと認識している。

高田 晃 十分機能しているのであればいいのだけれども、私も近くの公園少し歩いて回ったりはしているのだけれども、一般質問でもお話ししたとおり、ちょっと機能されていない、老朽化した遊具関係は全部撤去されたまま、その辺今後きちんとした機能を果たせるような施設整備をしてほしいというふう思う。

農林水産課長 遊具設置については、各地区からも要望があることは事実であるけれども、これ農村公園に限らず市内の全ての施設の今見直しを図っているところであって、今後の対応については、農村公園も都市公園、児童公園も含めて総合的に考えていくというふうなことになっているので、よろしく願いいたす。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について、及び議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とし、担当課長（下水道課長 志村 悟君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、それから議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についての3議案についてご説明をいたします。この3議案については、いずれも本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改定に伴って、下水道の使用料について消費税相当分について所要の改正を行うものである。具体的には、基本料金及び従量料金の合計額に乗じる率を100分の108から100分の110に改めるものである。附則についてであるが、附則の1項については、施行期日を消費税率の改正に合わせ本年10月1日といたしている。附則の2項については、料金のうち経過措置の対象となる範囲と計算方法について定めたものであって、国が示す取り扱いに基づく内容となっている。表現が非常にややこしい表現になっていて、ちょっと具体的にかみ砕いてご説明いたします。本年10月1日より前から引き続き使用されている場合で、10月31日までに検針を行い、料金が確定する分については、消費税相当分については今までどおり100分の108を適用するということが1点。それから、また同様に本年10月1日より前から引き続き使用されている場合で、検針日が11月中となる場合については、月数の計算の関係で使用料の3分の2については100分の108、残りの3分の1については100分の110の税率を適用する場合があるというふうな内容となっている。説明は以上である。よろしく願いいたす。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、各議案において討論を求めた。

【議第80号討論】

竹内喜代嗣 消費税増税について市民負担増となることから、私は反対いたす。

【議第81号討論】

なし

【議第82号討論】

なし

起立による採決を行った結果、議第80号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第81号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第82号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 それでは、議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についての説明をさせていただきます。村上市道路占用料等徴収条例新旧対照表の54Pをごらんください。本案は条例第2条、占用料の額に占用料が1カ月未満の場合の占用料における消費税の加算について条文規定がされていなかったことから、このたび占用期間が1カ月未満の場合の占用料に10%の消費税の加算をするための条文を同条第2項に新たに加えさせていただくものである。これに伴って、第2項を第3項に改めるために条ずれによる条文の改正をあわせて行うものだ。また、占用料の額の算定の一部を本村上市道路占用条例等徴収条例に準じている村上市都市計画公園条例及び村上市ふれあい広場条例については、引用文の改正を本条例の附則において行うものである。以上である。

（質疑）

竹内喜代嗣 市内でも工事をやっていて、道路にレッカー車とめて解体したり建築したりやっているとありますが、ああいうときに占用料ということで契約あるのだろうか。

建設 課長 基本的に住宅の建築とかそういったもので道路上に足場を置きっ放しにするというような形のときには、一時占用ということで占用料をいただいているし、ただ道路上で作業を行うものについては、警察のほうの道路使用という形で行っているのが実情である。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 6 議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

建設 課長 それでは、議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についての説明をさせていただきます。村上市里道等管理条例新旧対照表59P、60Pになるが、ごらんをいただきたいと思う。本案は、議第83号と同様、条例第12条、占用料が1カ月未満の場合の占用料における消費税の加算について条文規定がされていなかったことから、占用期間1カ月未満の場合の占用料に10%の消費税を加算するための条文を同条第2項に新たに追加させていただくものである。また、これに伴って第2項を第3項に、第3項を第4項に改めるため、条ずれにより生じた条文等の改正をあわせて行わせていただくものである。以上である。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 7 議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

建設 課長 それでは、議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についての説明をさせていただきます。村上市管理条例新旧対照表60Pから66Pをごらんください。本案は、10月1日の消費税の改正に伴い、別表備考5中の消費税を1.08から1.1に改めるとともに、消費税の加算対象としていなかった1カ月未満の水面使用について消費税の加算対象とするために、冒頭に「流水占用料（水面使用に係るものに限る。）及び」を条文に加える改正を行うものである。以上である。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8 議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（都市計画課長 山田知行君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

都市計画課長 それでは、議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。内容は、市営坂町住宅の管理戸数を6戸から2戸に改めるものである。市営坂町住宅については、昭和37年に建築され老朽化が進んでいるため、旧荒川町時代の平成8年から新規入居の募集を停止している。今回空き家となった住宅については、その都度管理戸数を減じ、解体してきたところである。このたび坂町住宅に空き家が生じたので、同様の措置をとるため、市営住宅条例第3条に規定する別表の管理戸数を6戸から2戸に改めるものである。なお、参考資料として市営坂町住宅の説明図を配付させていただいた。そちらの図に減となっているところが今回管理戸数を減するところである。以上、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とし、担当課長（水道局長 山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長 ただいま議案となっている議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案についてである。議第87号については、上水道条例第25条中の100分の108を100分の110に改正しようとするものであるし、議第88号についても、同様に簡易水道条例第3条中の100分の108を100分の110に改正しようとするものである。新旧対照表では69P、70Pとなる。このたびの2議案については、いずれも消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道使用料について消費税率及び地方消費率の引き上げ相当分の改正を行うものである。また、この規定については、令和元年10月1日から施行するものである。なお、附則はさきの下水道説明と同様であるので、省略させていただきます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、各議案において討論を求めた。

【議第87号討論】

竹内喜代嗣 消費税増税に伴う市民負担の増となることから反対だ。

【議第88号討論】

なし

起立による採決を行った結果、議第89号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第88号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（水道局長 山田広良君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

水道 局長 それでは、議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。1 Pをごらんください。第2条は、資本的収入及び支出の補正で、収入で第1款資本的収入、第3項工事補償金を1,786万4,000円増額し、資本的収入の予算を6,761万円とし、支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費を4,540万円増額し、資本的支出の予算を6億4,958万円とするものである。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億8,197万円となり、これを当該年度消費税等資本的収支調整額2,440万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4億5,081万2,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金7,675万1,000円で補填するものである。補正の内容については2、3 Pをごらんください。実施計画書の資本的収入及び支出の収入において、1款資本的収入、3項1目工事補償金で荒川の都市計画道路整備事業及び普通河川改修工事の進捗に伴って、配水管布設替工事補償金1,786万4,000円を増額し、支出では4 P、5 Pとなる。1款資本的支出、1項建設改良費、2目建設事業費で3,000万円を、内訳といたしては備考欄の荒川都市計画道路東大通り線及び南中央線の配水管建設工事費に2,600万円を、またこれに伴う下水道共同埋設工事負担金400万円を、1款1項3目改良事業費では普通河川渡山辺里川河川改修工事に伴う配水管改良工事費に1,540万円を増額するものである。以上、よろしく願いいたします。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川村敏晴君）閉会を宣する。

（午前11時03分）